

令和6年度 指定管理者制度モニタリング評価表（令和5年度末時点）

1 施設概要

(1) 基本的事項

施設名	〒904-8501 山手町東部以北の区域及び江戸川町1丁目から5丁目の地域にある市営住宅等			施設所管課	都市整備局 住宅管理担当
施設住所	尼崎市食満5-5-1他	竣工	S46～R3		
設置目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること				
主な事業内容	尼崎市営住宅の管理等				
指定管理者名	株式会社東急コミュニティー	指定期間	自 R3.4.1	至 R8.3.31	

(2) 施設の政策的な特性に係る事項

施設分類	B(指定管理者の役割が、施設維持管理等に係るものが主である施設)				
指定管理者に主として期待される事項	<input checked="" type="checkbox"/> 専門的なノウハウを生かした市の施策目的に資する事業実施 <input checked="" type="checkbox"/> 効率的な施設維持管理運営 <input type="checkbox"/> 団体等の担い手としての成長 <input type="checkbox"/> その他()				

3 市と指定管理者が年度当初に共有した目標及び達成状況等の評価

施設目標の達成に向けた取組（指定事業の効果的な実施、自主的な取組の実施）											
今年度の取組方針や目標（前年度末又は指定初年度当初に協議し決定）											
指定事業を滞りなく行うとともに、「尼崎市営住宅の管理に関するアンケート」で良い・普通と感じる住民の割合について、指定期間の初年度である令和3年度実績92.7%を維持する。住宅家賃収納率を向上させ、市営住宅の整備及び管理に必要な財源を確保する。なお、目標については、原則、年度協定で規定している最低収納率の数値とする。											
実施結果											
令和5年度の「尼崎市営住宅の管理に関するアンケート」で良い・普通と感じる住民の割合が全体の95.8%となり、目標の92.7%を超える数値を達成しており、入居者対応に関しても迅速かつ丁寧に対応出来ている。（指標①）住宅家賃収納率についても、1～3か月未納の初期滞納者への連絡等をはじめとした細やかな対応を行い、目標の97.40%を大きく上回っている。（指標②）											
（参考）有効性に関する指標の設定及びその状況											
指標①：「尼崎市営住宅の管理に関するアンケート」で良い・普通と感じる住民の割合（単位：％）											
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	-	-	-	-	-	91.8%	92.7%	92.7%	92.7%	92.7%	-
実績	-	-	-	-	-	92.7%	94.8%	95.8%	-	-	-
達成度	-	-	-	-	-	101.0%	102.3%	103.3%	-	-	-
評価	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-
指標②：住宅家賃収納率（単位：％）											
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	-	-	-	-	-	98.1%	98.1%	97.40%	97.47%	未	-
実績	-	-	-	-	-	98.1%	98.9%	98.79%	-	-	-
達成度	-	-	-	-	-	100.0%	100.8%	101.4%	-	-	-
評価	-	-	-	-	-	○	○	◎	-	-	-
◎目標を大きく上回った/上限値に近い実績で推移している、○目標を（概ね）達成した、△目標未達（事情あり）、×目標未達（事情なし）											

有効性

①決められた指定管理料内で、市民サービスが維持・向上されているか											
今年度の取組方針や目標（前年度末又は指定初年度当初に協議し決定）											
適正な人員配置を行い、入居者からの要望・苦情対応等のサービスを維持・向上させるとともに、地域コミュニティの活性化のため、自治会の設立・存続に向けて、取組を進める。											
実施結果及び評価											
令和5年9月から年3回の定期募集に加え常時募集を開始し、定期募集において2回連続募集割れとなった住宅等を常に募集することで、住宅困窮者への市営住宅入居の機会を増加させ、社会福祉の増進に繋がった。市営住宅の一室がゴミ屋敷化し、近隣住民への迷惑となっていた住民対応については、福祉部局と連携し、粘り強く対応を行い、問題解決につながった。また、自主事業として、市営住宅入居者向けの講習会を実施し、地域コミュニティ活性化に資する取組を進めた。さらに、エコオフィス市民サービスが、◎大幅に向上した、○維持・向上した、△低下した（特別な事情あり）、×低下した（事情なし）											
②効率性と環境に配慮した施設管理とを両立できているか											
今年度の取組方針や目標（前年度末又は指定初年度当初に協議し決定）											
修繕時や維持管理等の経費削減を目的とした取組を行うとともに、環境配慮につながる取組を行う。											
実施結果及び評価											
所定の金額を超える修繕については、見積り合わせを徹底し、経費削減の取組を行った。また、入居者利用のない空き駐車場の区画についてコインパーキング利用を継続して実施するとともに、令和5年度から一部の住宅にてカーシェアを導入し、効率的な施設管理を推し進めた。さらに、エコオフィスづくり指針に基づき、移動時に可能な限り公共交通機関や自転車を活用する、定時退庁日（水・金）を徹底する等、環境配慮の取組を行った。											
◎高水準で両立している、○両立している、△両立しているとまではいえない、×環境への配慮が不足している											
（参考）経費の状況（単位：円）											
	収入				支出						
	項目	予算額	決算額	差引	項目	予算額	決算額	差引			
指定管理料	181,987,000	181,987,000	0	人件費	73,439,000	74,274,875	-835,875				
別途配当額	191,860,000	177,563,946	-14,296,054	事務費	35,093,000	42,524,685	-7,431,685				
				保守管理費	73,455,000	72,638,108	816,892				
				別途配当額	191,860,000	176,460,245	15,399,755				
収入計	373,847,000	359,550,946	-14,296,054	支出計	373,847,000	365,897,913	7,949,087				

2 指定期間全体を通じての目標・実績

(1) 指定管理者の選定及び指定に当たって重視された事項（選定委員会での主な意見又は市の意思決定理由）

重視された事項	市民の平等な利用が確保されること、市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させること、市営住宅及び共同施設の管理に係る経費の縮減に係ること、市営住宅及び共同施設の管理を安定して行う能力を有していること						
指定管理者自身が設定した目標	市営住宅等の適切かつ公平な使用に向けた、条例や協定書等諸規則に沿った運営を行うとともに、市営住宅といふ施設の位置づけを理解し市民に寄り添ったサービス提供を行う。						
(2) 市と指定管理者の協議によって設定する目標	多様化する入居者の要望に適切に対応し、良好な住環境が維持できていること						
施設のありたい姿	「尼崎市営住宅の管理に関するアンケート」で良い・普通と感じる住民の割合(%) 【市営住宅（北部地域）に住む市民に関するアンケート】						
目標指標	指標	R4	R5	R6	R7	R8	達成状況の評価
	目標値	92.7%	92.7%	92.7%	92.7%	-	入居者対応について、迅速かつ丁寧に対応できている。
	実績値	94.8%	95.8%	-	-	-	

法令遵守	施設の管理運営や設備点検、訓練等を適正に行っているか	適正
	貸与備品等について台帳を整備し、適切に管理しているか	適正
	公文書管理条例の趣旨に則り、文書を管理しているか。協議録等、必要な文書を作成しているか	適正
	個人情報保護に関する法律等や情報公開に係るルールを遵守しているか	適正
	公共調達基本条例、暴力団排除条例、その他の法令は遵守されているか	適正
	施設の経営状況	
	収支及びその結果報告や変更時の報告・連絡・相談が適切・適正にされているか	適正
	指定管理者自身の経営状況は健全か	適正
	危機管理—事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか	
	災害時の対応について、市との協議・共有が図られているか	適正
災害時や緊急時のマニュアルを作成し、定期的に訓練等を行っているか	適正	
災害時や緊急時の対応責任者、責任体制は整備されているか	適正	
履行状況—提案時及び年度当初の計画等とどりに業務を行ったか		
年度事業計画書における計画どりに業務が遂行されたか	適正	
選定時の提案内容が実施されているか	適正	
業務マニュアルを定めるなど、安定的に履行できるよう取り組んでいるか	適正	
関係性の構築	関係性の構築	
	月一回程度の頻度で指定管理者との会議を実施することのほか、毎月の月例報告書の提出、日頃から報告・連絡・相談を密にしており、信頼関係が深まった。	
	協働の状況（グループAは協働の相乗効果の視点、グループBはパートナーシップを踏まえた施設管理業務の状況）	
	REHIL事業における空き室の内覧対応や自治会調整等、指定管理者の事業協力により、制度拡充につながった。また、災害（地震や火災）の被災者への一時的な市営住宅の提供のため、指定管理者の迅速な対応により、被災者を受け入れる体制を整備できた。指定管理監査の際には、書類の提出や監査からの質問に対する回答、実地調査時の対応等迅速に対応し、市ともスムーズな連携を図ることができた。さらに、入居促進等のために令和5年度からシャワー設置事業を開始したが、市と指定管理者とで随時協議を行ったことで、大きな問題が発生することなく、円滑な事業実施につながった。	
	指定管理者の考える成果と課題及びより良い施設維持管理に向けた市への提案事項（総括）	
	自治会共益費の徴収代行について、今年度より園和北住宅において開始となったが、他の住宅自治会からの委託検討のうきもあり、高齢化などによる自治会活動への影響対策として推進している。入居者アンケートについては引き続き好評価を得ている状況である。住民サービスの最前線として応対について、より細心の気配りをもって行うよう職員と連携する。高齢化対策への取組として、入居者向け講習会の再開や見守り活動の展開など入居者に寄り添いながら、入居者からのさらなる評価を得られるように行動したい。	
	市の考える成果と課題及びより良い施設維持管理に向けた指定管理者への提案事項（総括）	
	入居者へのアンケートで「良い・普通」と感じる住民の割合が95.8%と、目標を達成しており、入居者の満足度も高く、施設の管理や入居者対応等の日常業務は良好に遂行されている。また、日常的な報告・連絡・相談の体制が構築されていることで、事業計画書に基づく各事業を協働で実施することができており、今後も継続して高い水準での住民サービスを維持してほしい。課題としては、市営住宅において著しく高齢化が進んでおり、自治会活動の停滞が顕著な課題となっていることから、自治会運営の補助や支援に対して、より注力して実施することが必要と考える。	
	双方の総括を踏まえた協働の結果及び今後の取組の方向性（単年度及び指定期間中の目標を踏まえて記載）	
	入居者からの要望は多様化・複雑化しており、そのような要望に適切に対応し、高い水準で住民サービスを提供するために、施設所管課と指定管理者における協働のみならず、福祉部局等の庁内の関係部署や、庁外の関係機関との協働についても意識し、複合的な対応ができるよう取組を進める。各住宅の自治会ごとに課題点が異なるため、それぞれの課題に寄り添った丁寧かつ効果的な支援を行い、コミュニティの活性化を図る。	

適正性

パートナーシップ

